平成3年5月12日

市報

にいがた

発行日 毎週日曜日　発行所 新潟市役所 〒951 学校町通1-602-1　編集 市長公室広報課　印刷 ㈱第一印刷所

下水道特集

市の人口（3月末現在）

人口	475,842人	(−2,834)
男	230,583人	(−1,674)
女	245,259人	(−1,160)
世帯数	162,441	(−1,058)

住民基本台帳による。（）は前月比

下水道の普及に全力

5年後には市民の半数が利用できるように

市では、下水道整備への市民のみなさんの強い要望に応えるため、力を入れて取りくんでいます。本号では新潟市の下水道を特集しました。

3メートル四方もある坂井輪駅舎（写真は市民見学会より）

市では、下水道の普及率アップに向けて、今までの普及率年二%を、今年度から年平均三%と引き上げ、今後五カ年で一五%アップさせていくこととしました。これは、建設省が第七次下水道整備五カ年計画（平成三～七年度）で、全国的に一〇%引き上げることを目標にしていますから、それを上回る取り組みだといえるものです。投資額は前五カ年の約四百八十億円を大幅に上回る約八百億円を投入する予定です。普及率は、現在の三一・四%から平成七年度末には四六・四%と市民の約半数が下水道を利用できるようになります。

また新しく松浜、濁川などの宅地化が進んでいる阿賀野川以北地域の下水道整備にもとりかかっていきます。これは阿賀野川流域下水道事業（新井郷川処理区・関連九市町村）として整備していくもので、今年度は事業着手に向けての調査を開始します。

さらに赤塚地区についても家庭雑排水の増加などで農業用水路の水質汚濁が進んできています。農村部の生活環境などを改善するため、特定環境保全公共下水道事業として整備に着手していきます。

下水道事業のあゆみ

新潟市の地形は、海岸部の砂丘地と内陸部の低地などからできています。

内陸部の低地帯では海水面以下のいわゆるゼロメートル地帯が点在し、排水機場（ポンプ場）や下水道管の布設をすすめない限り、浸水解消ができない地勢です。

新潟市の下水道事業は昭和二十七年環境衛生の整備として旧市街地（船見処理区）を対象に事業着手。昭和三十年代に入ると、天然ガスなどのくみ上げによる地盤沈下が深刻化し信濃川河口付近の一部の区域では年間五十㌢程度の沈下量を示す地区も発生、自然排水が困難な状況になりました。

そこで、これを改善するため、地盤沈下対策下水道事業を開始、地盤沈下の著しい地区を対象に下水道管布設やポンプ場の整備を進めました。

一方、昭和三十九年六月、第十九回国民体育大会が新潟で開催されるのを契機に、旧市街地（船見処理区）の面整備を開始、同年五月、船見下水処理場の処理を開始しました。しかし、一カ月後の新潟地震で下水道施設の大半が被災し、全施設の復旧に三年余を費やすことになったのです。

昭和四十二年四月、船見下水処理場を再開する一方、旧市街地の面整備をすすめるとともに、浸水個所の解消をはかる目的で白山・万代・山の下地区や木戸・坂井輪地区のポンプ場の築造および下水道幹線などの整備を推進してきました。

昭和五十五年七月には万代地区を対象に中部下水処理場が、また三カ月後には山の下地区を対象に県の新潟浄化センターが相ついで処理を開始しました。

昭和五十六年度からの第五次下水道整備五カ年計画では、姥ケ山、下所島、白山地区および石山地区の一部が処理開始区域となり、処理区域の拡大に伴って中部下水処理場の増設を逐次行ってきているところです。

昭和六十一年度からの第六次下水道整備五カ年計画では島見地区の特定環境保全公共下水道事業に着手、平成三年二月より島見浄化センターで処理を開始しました。

本市の下水道事業の歩みは、新潟地震による壊滅的打撃からの復旧と地形上の宿命からの浸水対策への懸命な取り組みに特徴づけられますが、平成三年度からの下水道整備五ケ年計画では、浸水対策に加えて下水道普及率アップを最重点項目にすえて面整備に取り組んでいきます。

また、懸案の関分以西は、平成五年度から一部処理開始を予定しています。

下水道計画の処理区

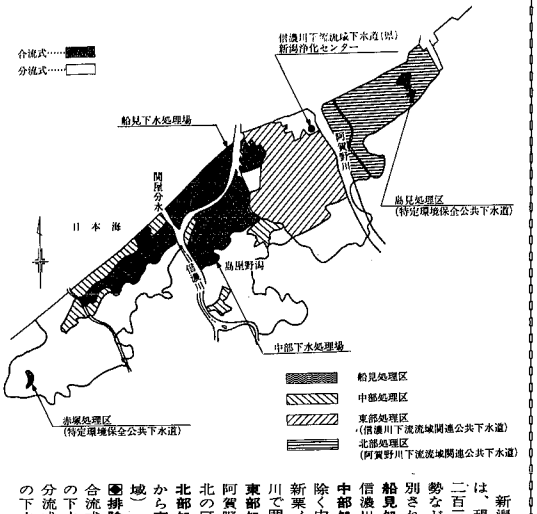

新潟市の下水道全体計画は、現在、想定市街地九千二百三十一㌶を対象に、地勢などにより四処理区に大別されます。

船見処理区（白山神社より信濃川左岸下流部の区域）

中部処理区（船見処理区を除く内野地区までの西新潟と新栗ノ木川・鳥屋野潟・信濃川で囲まれた東新潟の区域）

東部処理区（新栗ノ木川と阿賀野川に挟まれた石山以北の区域）

北部処理区（阿賀野川以北から東工業港周辺までの区域）

●排除方式

合流式…汚水と雨水を同一の下水管で排除する方式

分流式…汚水と雨水を別々の下水管等で排除する方式

私道にも下水道整備

私道への下水道整備は、今までは、市民のみなさんから整備していただき、その費用の三分の二を市で助成してきました。

本年度からは、この制度に加えて、私道にも、一定の条件のもとで、市で下水道を布設することにしました。

これは、旧市街地の下水道整備がほぼ完了し、これからの下水道整備の重点が私道の多い新市域になることなどから、私道への下水道整備対策を強化することとしたものです。

本年度申請された私道への下水道工事は来年度に着工する予定です。

申請は私道一本ごとに代表者から行っていただきますが、工事を計画的に行うためにも、町内会などで、下水道未整備の私道の申請をとりまとめていただくようお願いします。

なお、来年度工事予定の私道の申請は七月末までにお願いします。

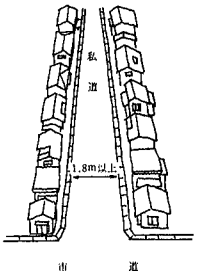

対象となる私道

次の①～⑤の条件をすべて満たす私道

①建築基準法上の道路（いわゆる宅地内道路は対象となりません）で、原則として、道幅が一・八㍍以上であること

②所有者の異なる利用家屋が二戸以上あること

③建て替え予定など特別の事情がある場合を除き、全戸が工事完了後速やかに水洗化（便所だけでなく台所、風呂なども含めた排水設備を設けること）をすること

④私道に面する全員が下水道の整備を希望し申請すること

⑤私道所有者の下水道布設への承諾があること

膨大な費用がかかる下水道整備

下水道の整備には長い年月と膨大な費用がかかるのをご存じですか。

平成三年度から七年度までの第七次五カ年計画では、約八百億円を投入しますが、この五カ年で約七万八千人が新たに下水処理の対象となります。下水道を利用できるようになるためには一人当たり約百万円が必要な計算となります。

近年、著しい生活様式の変化とともに都市化が進み、生活排水は自然循環の中で浄化できなくなり、雨水も地下や河川に自然に流入できなくなってきています。生活環境を守るため、人工的に生活排水や雨水を処理する下水道には、費用もかかるし、年月もかかるのだということをご理解下さい。
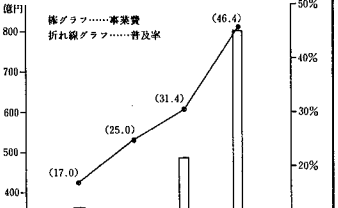
深さ1.8mに埋設された管が地震で浮上